



福岡医発第 2472 号（地）

平成 25 年 1 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」の解釈について

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長より通知がなされた旨、福岡県保健医療介護部より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員にご周知いただきますとともに、ワクチン接種緊急促進事業について、引き続きご協力いただきますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、各福岡県予防接種センターへは、福岡県保健医療介護部保健衛生課より直接通知がなされておりますことを申し添えます。

記

【通知の概要】

ヒブワクチンの追加接種については、平成 24 年 11 月 14 日以降は、初回接種終了後の「7～13 か月の間に」接種することとされたが、改正前の通知に基づき追加接種の予約が行われている場合等、やむを得ない場合は、13 か月を超えて追加接種を行う場合も基金事業の対象とすることとして差し支えない。

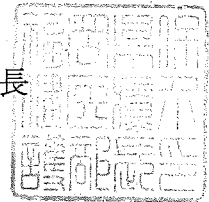
小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

24保衛第2709号
平成25年1月15日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」の解釈について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し周知いただくとともに、ワクチン接種緊急促進事業の実施について、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各福岡県予防接種センターへは、当課から別途通知していますので申し添えます。

【通知の概要】

ヒブワクチンの追加接種については、平成24年11月14日以降は、初回接種終了後「7～13か月の間に」接種することとされたが、改正前の通知に基づき追加接種の予約が行われている場合等、やむを得ない場合は、13か月を超えて追加接種を行う場合も基金事業の対象とすることとして差し支えない。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 小野塚

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: onozuka-d6579@pref.fukuoka.lg.jp

健感発 0108 第 1 号
平成 25 年 1 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」の解釈について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 12 月 20 日付け健発 1220 第 1 号、薬食発 1220 第 1 号厚生労働省健康局長及び医薬食品局長連名通知『「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」の一部改正について』にて、ヒブワクチンの追加接種時期の改正を通知したところですが、下記の疑義照会があったので、その取扱いについてお知らせします。

記

照会内容

これまでヒブワクチンの追加接種は、初回接種終了後概ね 1 年の間隔で接種することとされていたが、平成 24 年 11 月 14 日以降は、初回接種終了後 7～13 か月の間に接種することと変更された。市町村によっては、13 か月を超えるものも「概ね 1 年」として認め、既に周知しているところもあり、今回の通知改正により急に 13 か月を超えて追加接種を行うことは認められないこととなると、被接種者への周知が間に合わないことが考えられるが、どのように取り扱えばよいか。

回答

ヒブワクチンの追加接種については、平成 24 年 11 月 14 日以降は、初回接種終了後 7～13 か月の間に接種することとしているが、既に改正前の通知に基づき追加接種の予約を行っている場合等、やむを得ない場合は、13 か月を超えて追加接種を行う場合も基金事業の対象とすることとして差し支えない。